

城西大学  
—図書館主催講演会—

# 知っておこう 著作権

(事例から学ぶ著作権の基本)

大亀哲郎

2017. 6. 27

1. はじめに
2. では、著作物とは何か？
3. 著作権とは誰のものか？
4. 転載か？ 引用か？  
その違いは大きい！
5. 肖像権を知る
6. その他の話題

## 1. はじめに

● 社会人として日常生活に必要な

「権利知識」

● 文章、図表、イラスト、写真

⇒ 自分の...

⇒ 他人の... (参考、使用の違い)

# 投稿ガイドラインを理解できるか？

## 権利侵害に関する動画投稿ガイドライン

- 1.はじめに
- 2.著作権を侵害してはいけません
- 3.肖像権を侵害してはいけません
- 4.他人のプライバシー・名誉を侵害してはいけません
- 5.パブリシティ権を侵害してはいけません
- 6.権利侵害となる具体例

# 著作権侵害が成立する要件は？

- 著作権侵害事件においては「**著作物性**」が問題になる⇒原告の表現物自体が著作物なのか？
  - ⇒同一性・類似性の判断が必要なその共通部分は著作物か？
  - 共通する部分が、(アイデアではなく)表現か。**創作性があるか。**

訴えた人(原告)の「著作物」(と主張するもの)と訴えられた人(被告)の表現行為を比べ、検討する

- ① 依拠性 (**実際に見て、参考にしたか？**)
- ② **同一性又は類似性**

# 五輪エンブレム問題



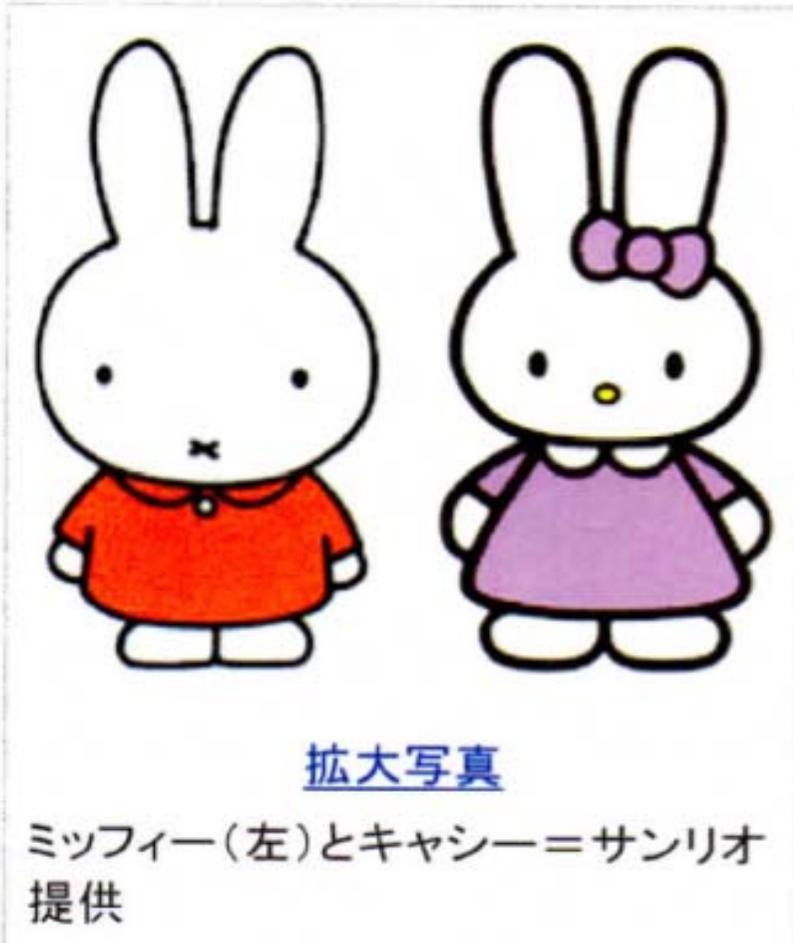
- リエージュ劇場は訴訟取り下げ。ロゴ制作者・ベルギーのデザイナーは訴訟取り下げ発表。 2016.1.27

使用中止の決定が必要だった  
だろうか？

- リエージュ劇場のロゴ、対象の五輪エンブレムは、著作物といえるのか？
- 五輪エンブレムは、リエージュ劇場のロゴと実質的に類似しているのか？
- そもそも、立案者はベルギー作品を見たことがあるのか？
- 主張・立証責任は訴える側が負っている
- 商標調査の課題

# 著作権侵害紛争に国境はない

## トラブル例



- ・2010年11月2日「オランダの裁判所はサンリオのうさぎキャラ“キャシー”は模倣と認定」
- ・“ミッフィー”生みの親、オランダの作家の訴え
- ・サンリオ社はオランダ、ベルギー、ルクセンブルグでの生産、販売、宣伝の即時停止。
- ・停止命令に応じない場合は、1日2万5千ユーロ(約280万円)の支払い命令。

\*\*\*\*\*

- ・2011年6月、双方合意成立、**和解**
- ・サンリオと作家の著作権を管理するオランダ企業は、共同で東日本大震災の被災地に義援金15万ユーロ(約1750万円)を寄付
- ・お互いにキャラクターの著作権を尊重する。
- ・サンリオは著作権侵害を認めないが、“キャシー”を使った新製品は、今後販売しない。
- **著作権を認めると、ウサギの擬人化の独占を認めることになる恐れが生まれる。**

(2011. 6. 7 毎日新聞配信より)

## 2. では、著作物とは何か？

- 著作物とは、思想または感情を**創作的に表現**したものであって、**文芸、学術、美術または音楽の範囲**に属するものをいう。(著作権法・第2条より)

※創作性が高度ではなくても可 (→幼児の作品でも著作物)

※作者の個性が発揮されているか？(→誰も真似できない)

オンリーワン

※表現されたものに、思想、感情が込められていることが条件。  
「思想または感情」とは、人間の精神活動全般を指す。

# 著作権が認められないもの

『ドラえもん』⇒「未来からネコ型ロボットが来て  
ポケットから便利な道具を出してくれる」設定は？

## ●単なるアイデア、思いつき（表現されてる？）

⇒アイデアは、共通しても著作権侵害ではない！

『吾輩は猫である』⇒擬人化表現、○○の5か条

編集方針（『少年ジャンプ』友情・努力・勝利）☆☆☆の数での優劣評価（ミシュラン方式）

## ●新聞記事、図表の事実、データ・数値には 著作権を認めない！（×思想または感情）

⇒さらに安全な利用

- ・新聞記事を切り取ってそのままコピー利用しないで、自分で記事文章を参考に、新たに文字入力する。
- ・図表データを入力して、PCソフト機能で図表化。

キャラクター双方は、本を擬人化したという点は共通。  
それ自体はアイデアで、著作権法では保護されない！



### 「タウンページ、イラスト事件」

東京地裁1999.12.21判決  
東京高裁2000.5.30 判決

原告(左)は、『古本情報』という書籍に漫画を掲載していた。  
被告(右)を1997年、著作権法違反だと告訴したが、不起訴処分。さらに、1999年3月発行の『ハローページ渋谷区版』表3のイラスト+吹き出し構成が類似しているとして、新たに違反が行われたと提訴。

裁判所は請求を却下。

「原告漫画のキャラクターと被告イラストのキャラクターは、本を擬人化したという点は共通しているが、それ自体はアイデアであって、著作権法で保護されるものではない」

「被告イラストは、原告漫画に類似しており、原告漫画に依拠して製作されたものである」と主張。

# 論文を書く着想、出発点

- その着眼点はアイデア
- どのように、文章で表現するか？
- どのように、論旨を組み立て、数値などの実証データ、図表を駆使して展開するか？
- 表現されたモノ(論旨が組み立てられた成果)を対比して、類似する等、問題があれば著作権侵害

# 自分自身の論文の著作権留意点

- 一度ジャーナル(学術雑誌に論文掲載)に投稿され、査読後、受理されると、**著作権はジャーナル側に移行が原則。**

⇒ **自分が論文を再利用したい場合は？**

⇒ 論文投稿前に、「**著作権譲渡契約**」の表記に着目する

⇒ 学会発表(非商業活動)は可能か？

⇒ 論文の一部の再利用(**翻訳、他誌への再掲載、研究機関のレポジトリへの採録、学会発表、個人ブログ掲載等**)は可能か？

⇒ **学位論文**に、そのまま手を加えず提出可能か？

※指導教授への配慮、学内取り扱いルールの確認

### 3. 著作権とは誰のものか？

- 著作権とは、**利用を禁止できる**権利
- 著作者に、**経済的利益を得る**機会を保障するために認められた権利。(⇒**財産権**)
- **著作者**は、著作物を創作した者 ⇒著作者であり、著作権者
- 著作権は、著作物の創作とともに自動的に発生し、著作者に帰属する。(=**著作権者**)
- 著作権は譲渡できる ⇒著作権が移るので、著作者と著作権者は別の人
- **出願登録無用** (特許庁←特許、実用新案、意匠、商標)

# 著作権／著作者の権利

## 著作権(財産権)

複製権  
上演権・演奏権  
上映権  
公衆送信権・送信可能化権  
口述権  
展示権  
頒布権  
譲渡権  
貸与権  
翻訳権・翻案権等  
二次的著作物の利用に関する権利

## 著作者人格権

公表権  
氏名表示権  
同一性保持権  
\*\*\*\*\*  
\*  
名誉・声望保持

# 著作者人格権とは？

- **公表権**＝無断で「公表」されない
- **氏名表示権**＝無断で「名前の表示」を変えられない
- **同一性保持権**＝無断で「改変」されない
  - × 部分使用、トリミング、色変え、変形

● 著作者の没後も、著作者が活着ているとしたならば  
**その意を害するような**、著作者人格権の侵害に  
当たる行為は禁止 (著作権法第60条)

● 著作者人格権は、譲渡できない

# 権利者に、許可を求める場合は？

- 自分は、**他者の表現物**をどのように使いたいのか？⇒その表現は、**著作物か？**
- 権利者は**どんな種類**の著作物の権利者か？  
美術か？ 写真か？ 言語か？
- **どんな利用**をしようとしているのか？  
複製か？ ネット利用(**公衆送信**)か？  
翻訳・映像化(**翻案**)か？  
⇒作品のオマージュ(他者の作品に対する**賛辞、敬意**)事前の許諾の有効性

# 著作物の種類 (著作権法・10条)

種類	内容の例示	備考
言語	小説、論文、脚本、詩歌、俳句、講演	漫画
音楽	楽曲、歌詞	楽譜
舞踊・無言劇	ダンス、バレエ、日本舞踊、舞踏、パントマイム	振付
美術	絵画、彫刻、書、イラスト、版画、美術工芸品	漫画
建築	建物、塔、橋・ダムなどの建造物、庭園	建築物の外観
図形	地図、学術的な図面、図表、模型	建築設計図面
映画	劇場用映画、テレビドラマ、ビデオ（動画）作品	TV番組・ゲーム
写真	写真、グラビアページ	絵画の複製写真
プログラム	コンピュータへの指令の組み合わせ表現（ソフト）	ソフトウェアの一部

複数存在の場合、何について、誰に？

# 著作権侵害になる行為とは？

- 他者の著作物を
  1. **そのまま使う**（＝盗用、コピー、複製権侵害）
  2. 少し手を加えたが、**何を手本にしたか**判る  
（＝改変、変形、**翻案権・同一性保持権侵害**）
  3. 出典、著作者**名の非表示**（**氏名表示権侵害**）
  4. 違反作成物を売って、**不当な利益**を得る  
（＝**著作権者の利益を不当に害する**）

- 軽はずみに  
コピー・アンド・ペーストを  
多用してはいけない！

## 4. 転載か？ 引用か？

その違いは大きい！

- ルールを守れば、著作権者に無許可で、無償で、著作物を利用できる

＜利用のルールを守ることが条件＞

■ 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。（著作権法・第32条）

# <引用ルール 6原則>

1. **公表された著作物** 手紙、日記など未公表のものはダメ
2. **使用目的に必然性があるか？** 本文で表す自説の証明や補足などのためであり、そのつながりが必要不可欠、必要最小限であることが条件（←報道、批評、研究その他正当な範囲内）
3. **主と従の関係** あくまでも自分の文章等作成物が主であり、借りるほうが従であること
4. **明瞭に区分されているか？** 利用したい文章は、段を下げる、書体や大きさを変える、「」でくる...など、はっきりと区別をつける
5. **改変してはいけない** 原文に手を加えてはいけない。  
勝手に 修正してはいけない
6. **出所明示** 引用した文章、絵画、写真など、そのすぐ傍に入れるのが最善。書誌名、著作者名、出版社名を書き添える

# 引用の実例 『ミセス』の時代 江刺昭子著 現代書館より

三 高級で、上品な、朝の雑誌

1章 六〇年代は「ミセス」色

『ミセス』の時代 江刺昭子著 現代書館より

五五万。「ミセス」をまわって鎌倉書房から出た「ドレスメーカー」系の「マダム」も二〇万と善戦している。

ちなみに、文化出版局のもう一つの看板雑誌「装苑」もA判になった。文化出版局の主力印刷会社の凸版印刷は、大型高速活版輪転機を板橋工場に増設してこれらの需要に対応したと「凸版印刷百年史」に記してある。

## 三 高級で、上品な、朝の雑誌

出所明示

満を持して朝刊券が出た。一九六一年十月号（九月三十日発行、実際には八月二十日発売）、題子「ミセス」の左上に「装苑編集」という冠がある。「装苑」の知名度と信頼度が頼りというわけで、六四年一月号までこの状態が続く。六三年一月号からは、副題として「奥さまの雑誌」がつく。定価二〇〇円で、一二万部刷った。

表紙は、テレビで人気上昇中の佳優池内淳子の横顔でしとやかな奥さま風。他の女性誌の多くは画家が女を描いているから、これも真新しい。日次の前に半ペラの紙が折り込みになってい

●ターゲットは三十代女性

て、縦書きで「服飾雑誌『装苑』のお姉さん雑誌」。真ん中に大きく「新雑誌 ミセス」と刷り込み、その上にこんな文章がある。

未熟の美しさより洗練された美しさ！

一年草の可憐さより常盤木の根深き美しさ！

豊かな人生の風雪を経て

身も心も より光りかがやこうとする――

そんな年代の女性のために

国々の戦いの日に

ひそやかに乙女の夢をはぐくんできた――

そんな年代の女性のために

「ミセス」は、あなたのために生まれた雑誌です

『装苑』より上の年代の、戦時中、「乙女」であった人となると、三十代以上ということになる。平均寿命が今よりずっと短かったあの頃、三十代はもう中年だった。女は（男も）結婚するのがあたりまえだったから、三十を

文章 明瞭、五分



表紙・写真・明瞭五分

# 京都大学 入学式総長式辞

さて、では常識にとらわれない自由な発想とはどういうことを言うのでしょうか。私が高校生だった1960年代に流行った歌があります。昨年ノーベル文学賞を受賞したボブディランの、

“How many roads must a man walk down

Before you call him a man?

人間として認められるのに、人はいったいどれだけ歩めばいいの？”

という問いで始まる歌です。そして、

“How many ears must one man have

Before he can hear people cry?

人々の悲しみを聞くために、人はいったいどれだけの耳をもたねばならないの？

How many deaths will it take till he knows

That too many people have died?

あまりにも多くの人が死んだと気づくまで、どれだけの死が必要なの？”

と続きます。それは、

“The answer, my friend, is blowin’ in the wind

The answer is blowin’ in the wind

友よ、答えは風に吹かれている”

という言葉で終わるのです。

これはボブディランが21歳のときに作った歌で、「答えは風に吹かれている」というのは、「**答えは本にも載っていないし、テレビの知識人の討論でも得られない。**風の中にあって、それが地上に落ちてきても、誰もつかもうとしないから、また飛んでいってしまう」という気持ちを表したもののなのです。彼はこうも歌います。

“How many times can a man turn his head  
And pretend that he just doesn't see?”

そう、この歌は、誤りを知っていながら、その誤りから目をそらす人を強く非難しているのです。これは、1960年代に起こったアメリカの公民権運動の賛歌で、日本でも多くの若者が口ずさんだものです。

大学には、答えのまだない問いが満ちています。しかし、その問いに気づくためには、利己的な考えを脱ぎ捨てて、この世界を新しい目でながめる必要があります。**常識にとらわれない発想とは、これまで当たり前と思われてきた考えに疑いを抱いたとき、それに目をそらさず、真実を追究しようとする態度から生まれます。どんな反発があろうと、とっぴな考えと嘲笑されようと、風に舞う答えを、勇気を出してつかみとらねばならない**のです。これまで京都大学は、この精神のもとに多くの新しい発見や独創的な考えを世に出してきました。

## 著作権法第35条

(学校その他の教育機関における複製)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。(以下略)

# 式辞は？ 大学HPに掲載は？

## 歌詞の利用

<入学式当日の式辞>⇒授業？ 引用

- 複製権？ 、上演権・演奏権

<大学HPに掲載>⇒引用

- 複製権、公衆送信権

- 営利を目的としない上演 (著作権法・第38条)

## 著作権法第38条 (営利を目的としない上演等)

公表された著作物は、**営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金**(いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。) **を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。**ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。(以下略)

# 論文での引用

- 必然性とは？
- 仮説(=究めたい問題意識)を立てて論証する
- 他者、先行研究者の業績を利用する

# 論文の出所明示

1. 著作者の**姓名**
2. 著作の**表題**(及び副題)
3. **著書**・雑誌・論文集・ウェブサイト等の**表題**
4. **版**・**巻数**・**号数**
5. 刊行(発表)**年月**
6. 引用箇所が載っている**ページ数**

※書籍の場合は発行地、発行者(社)名

## 表示する場所

①**該当箇所**(直後、文節の後) → ②**章末** → ③**巻末**

# 海外著作物の引用

- 国内と同様に、公表されたものは適法引用できる
- 原文の引用、翻訳して引用どちらも可
- 出所明示はルールに従い、原語で！
- 翻訳書・雑誌からの引用も可だが、出所明示は、原書原著作者名と翻訳者名を併記

# 資料の著作物判断とリスペクト

● 著作物性の存在の有無が判断困難と思うとき、著作権を心配するのと同時に、「他者の労作」として意識することが大切。それが「リスペクト」(⇒労作への敬意)

★ 著作物とは思えない事象を扱った表現は

そのまま(=改変せずに)使っても

⇒心配ならば、自分なりの工夫・改変を加えて、自分の労作にする

構わない

(=著作権侵害で訴えることができるような権利存在が見当たらない)

だが、..... ⇒(次画面へ)

(コピーして)自分が作成した  
執筆・表現者のように装うのは  
いかななものか？

●そこで、「引用」のルールを踏襲して出典先を  
明示することで、**他者の労を認め、世にも紹介  
するという配慮**(感謝の気持ち)をほどこす！

●ならば、大問題にはならないだろう！

# 5. 肖像権を知る

①顔や姿をみだりに撮影されない権利

②撮影、作成された肖像写真などを、勝手に  
利用・公表されない権利(プライバシー権)

→憲法13条「個人の尊重と公共の福祉」

生命、自由、幸福の追及は公共の福祉に反しない限り最大の尊重

③肖像を、営利目的で無断で利用する場合

→芸能人、スポーツ選手など、肖像が商品価値  
(顧客吸引力)のあることに着目した権利  
=「パブリシティ権」と呼ばれる。

●日本では、物にはパブリシティ権は認めない

## 「商品を返しに来なければ顔写真を公開する」

漫画・アニメグッズの中古販売・古物商「まんだらけ」が  
自社HPに掲載した警告。「鉄人28号」のブリキ製人形  
の万引き犯人対策

⇒脅迫罪、名誉棄損罪に当たる恐れ

⇒肖像権の侵害か？

(2014.8.9産経新聞)

## 村上春樹、高校時代の図書室「貸出記録」公開

「高1で、仏作家ジョゼフ・ケッセルの著作愛読」

(2015.10.5神戸新聞／廃棄寸前の蔵書整理でカードを発見)

⇒読書歴公開はプライバシー権の侵害か？

⇒日本を代表する作家 社会の重大な関心事

人が通常公開を欲しないような事柄か？

# 氏名権・肖像権・名誉感情を侵害

- アイドル・コラージュ(アイコラ)
- 綾瀬はるか、石原さとみ他女優7人
- 『週刊実話』(日本ジャーナル出版)
- 知財高裁 560万円賠償命令(2016.6.29)
- 「女性に強い羞恥心や不快感を抱かせ、自尊心を傷つける」
- 記事の掲載が「その意に反する性的な嫌がらせに当たるとも言うべきもの」
- 受忍すべき範囲が広いとされる芸能人にでも、名誉感情侵害が認められた

## 6. その他の話題：図書館の資料の複写<sup>他</sup>

- 政令<sup>(著作権法施行令第1条の3)</sup>の定め＝公共図書館  
大学、高専の図書館<sup>他</sup>。公民館付設図書館  
の場合、公共図書館の分館ならば含む  
(小中高の図書館は含まれない)
- 司書またはそれに相当する職員がいること  
が条件<sup>(著作権法施行令、著作権法施行規則／図書館員のチェック)</sup>
- 利用者の求めに応じ、その調査研究の用  
に供するための複写サービス × 趣味、娯楽
- 公表された著作物の一部分<sup>(半分以下、事典1項目  
の半分)</sup>の複製物を一人につき一部提供

## 著作権法第31条 (図書館等における複製等)

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする**図書館その他の施設**で政令で定めるもの(以下この項及び第3項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、**図書館等の図書、記録その他の資料**(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。(以下次ページ)

# 著作権法第31条

## (図書館等における複製等)

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物※に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第3項において同じ。)の複製物を1人につき1部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合 (以下略)

※×最新号 次号が刊行されて以降

# SNS利用の留意点

- 個人レベルの発信から、発展する問題
- 有償著作物等の違法サイトからのダウンロードは、禁止（私的使用の適用除外、刑事罰化）
- アップロードは、すべてを公開することになる
- 著作権だけではない、肖像権への配慮も必要

⇒ツイッターに虚偽の投稿「安保法案反対デモで孫が熱中症で死んだ」(2015.10.13／東京地裁HPアドレス開示命令)

- ・1歳の娘の写真が、転用されたと両親が訴え(米ツイッター社)
- ・デモ参加夫婦の投稿写真が「なりすまし」の他人に悪用された

# DNAまとめサイト問題

- 内容に問題があると指摘された記事19本のうち、10本が**医療法、薬機法**または**健康増進法**に違反している可能性がある。

「肩こりの原因は霊」

「日焼けには濡れタオルが有効」

# 薬機法関連・留意点

- 健康増進に関する文章表記のチェックポイント
  - 効能があるならば、医薬品か？
  - 医学的効能があるとの表現は、合理的な根拠なしには書けない。

医薬部外品、化粧品、医療器具

(医薬品医療機器法→略称・薬機法)

- 扱う食品は、どんな分類に入るのか？

# サイト運営者の規約を確認する

著・63条1, 2項（著作物の利用の許諾）

著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

⇒法的には、他人の著作物を利用する際には、その該当する**著作権者の許諾**を得なければならない！

⇒他人の著作物を利用しようとするならば、当該著作物についてその**著作権の帰属先等に関する調査・確認**をする義務がある！

⇒フリーサイトと見えるところからの入手の場合、**識別情報や権利関係の表示が判別できない場合は、利用を差し控えることが、トラブル回避の道**

# Google マップの利用規約は？

Google マップ / Google Earth 追加利用規約 最終更新日: 2015 年 12 月 17 日

(中略)

Google マップ / Google Earth にアクセス、Google マップ / Google Earth のアプリを**ダウンロードまたは使用することで、次に同意した**もの

とします。

1. Google 利用規約(以下「共通利用規約」、
  2. Google マップ / Google Earth 追加規約(以下、「マップ / Earth 追加規約」)
  3. Google マップ / Google Earth 法的通知(以下「法的通知」、および
  4. Google プライバシー ポリシー(以下「プライバシー ポリシー」)。
- これら 4 つの文書を注意深くお読みください。まずは共通利用規約をお読みください。共通利用規約では、アップロードしたコンテンツの知的所有権、および Google コンテンツや第三者のコンテンツの使用または運転中の Google マップ / Google Earth の使用におけるお客様の責任などについて明らかにしています。(以下、略)

＜禁止行為＞Google マップ / Google Earth の使用時に次の行為は禁止されています（お客様の代理人が行うことも禁止されています）。

- a. Google マップ / Google Earth の一部を再配布または販売すること、Google マップ / Google Earth に基づいて新しい商品やサービスを作成すること（利用規約に従う Google マップ / Google Earth の API 使用を除く）、
- b. コンテンツをコピーすること（Google マップ、Google Earth、ストリートビューの使用許諾ページまたは「フェアユース」を含む知的所有権に適用される法律で許可されている場合を除く）、
- c. コンテンツを大量ダウンロードまたは一括フィードを作成すること（またはその行為を第三者に委託すること）、（中略）
- g. Google 利用規約、それに含まれるリンクや注釈、または著作権、商標、その他の所有権についての記載を削除、隠ぺい、変更すること、または
- h. 第三者の権利（プライバシー権、パブリシティ権、知的所有権を含む）に対する不適切、違法な行為またはそれを侵害する行為。

＜実際の状況、危険の引き受け＞Google マップ / Google Earth の地図データ、交通状況、経路などのコンテンツの使用時に、実際の状況が地図の検索結果やコンテンツと異なる場合があります。Google マップ / Google Earth の使用時には自己責任のもと、独自で判断するものとします。自身の行為とその結果についてはすべて自己責任とします。